

令和2年10月 9日  
資 料 提 供

総 務 課 行政情報サービスセンター 担当者： 鏡屋 電話 内線 3384 直通 225-1236
---

### 石川県情報公開審査会からの答申について

石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）に基づき公開請求のあった公文書の一部公開決定に対する審査請求に係る諮問について、本日、石川県情報公開審査会会長（小堀秀行弁護士）から、石川県教育委員会に下記の答申がなされました。

答申の内容は、令和2年9月2日に開催した石川県情報公開審査会（条例第26条の規定により非公開）において決定されたもので、答申書の写し及び答申の概要は別紙のとおりです。

### 記

答申第213号（諮問案件第259号）

石川県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）（平成24年度）に係る公文書一部公開決定に対する審査請求についての諮問（諮問案件第259号）

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第213号）

- 1 審査請求の対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第259号）  
石川県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）（平成24年度）
- 2 本件公開請求に対する処分の内容
  - (1) 一部公開決定
  - (2) 非公開部分及び理由
    - ア 非公開部分  
所属、氏名その他特定の個人を識別できる情報、個人の権利利益を害するおそれのある情報
    - イ 非公開理由  
情報公開条例第7条第2号及び第6号に該当する。
- 3 担当課（所）  
教育委員会教職員課
- 4 審査請求等の経緯
 

(1) H29. 7. 31 公開請求	(4) H30. 1. 23 諮問
(2) H29. 9. 29 一部公開決定	(5) R 2. 10. 9 答申
(3) H29. 10. 20 審査請求	
- 5 諮問に係る審査会の判断結果  
石川県教育委員会教職員課（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書につき非公開とした部分のうち別表に掲げる部分は公開すべきであるが、その余について非公開とした決定は妥当である。

該当条項	審 査 会 の 判 断 要 旨
条例第7条 第2号（個人情報） 第6号（事務事業情報）	<p>(1) 主な争点</p> <p>公開請求に対し、実施機関は、体罰を行ったと疑われる教員（以下「当該教員」という。）の氏名の他、教育委員会に関する情報、学校に関する情報、被害児童生徒や当該教員に関する情報、体罰事故に関する情報、その他について、「個人情報」に当たるとして、非公開とした。</p> <p>※ 個人情報：特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む＝個人識別情報）</p> <p>これに対し、審査請求人は、「体罰情報は公務員個人の評価等に関わる私事に関する情報でないことから、当該教員の氏名を含めて公開すべき。既に多く存在する判例からすれば、広範な情報を一律非公開とすることが認められないのは明らかである。」と主張している。</p> <p>(2) 審査会の判断</p> <p>① 当該教員の氏名 教員が体罰を行ったことの情報、当該教員が懲戒処分を受ける蓋然性のある立場に置かれたことを示すものである。懲戒処分における氏名公表は免職処分に限り行うことが通例であり、この慣行に照らせば、本件で免職処分を受けた者はいないことから、当該教員の氏名は、「慣行として公にすることが予定されている情報」には当たらない。よって非公開が相当である。</p>

	<p>② 教育委員会に関する情報（市町名、教育長名）  多くの市町には、校種ごとに複数の学校が存在することから、これが明らかになっても被害児童生徒とその保護者（以下「被害児童生徒等」という。）を識別することは困難である。単独校である場合を除き、原則公開すべきである。</p> <p>③ 学校に関する情報（学校名、学校長名）  既に被害児童生徒の学年、性別、所属部活動名が公開されており、これに加えて学校名が明らかになれば、一般人であっても公開された情報を基に詮索すれば、被害児童生徒等が識別されるおそれがあるうえ、特定人（同級生、その保護者、学校関係者、地域住民）に至っては、さほど難しいことではないことから、非公開とすべきである。</p> <p>④ 被害児童生徒に関する情報（所属クラス・学科）  児童生徒の属性を示す最小の単位であり、これが明らかになると、特定人はもとより一般人であっても、公開された情報を基に詮索すれば、被害児童生徒等が識別されるおそれがあることから、非公開とすべきである。</p> <p>⑤ 当該教員に関する情報（担当クラス・学科）  当該教員の職務遂行に関する情報であることから、被害児童生徒等の識別可能性を伴う情報である場合を除き、公開すべきである。</p> <p>⑥ 体罰事故に関する情報（発生場所・受診病院名等）  被害児童生徒等の識別可能性を伴う情報である場合を除き、公開すべきである。</p> <p>⑦ その他情報（当該教員以外の教員名、教育委員会職員名等）  当該教員以外の教員名は、これが明らかになると、特定人はもとより、一般人であっても、公開された情報を基に詮索すれば、被害児童生徒等が識別されるおそれがあることから、非公開とすべきである。  教育委員会事務局職員名は、職務遂行に関する情報であって、慣行としても公にされていることから、単独校である場合を除き、公開すべきである。</p> <p>（詳細については、答申書本文を参照のこと）</p>
--	---

(別 紙)  
答申第213号

# 答 申 書

令和2年10月

石川県情報公開審査会

## 第1 審査会の結論

石川県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書につき、非公開とした部分のうち別表に掲げる部分は公開すべきであるが、その余について非公開とした決定は妥当である。

## 第2 審査請求に至る経緯

### 1 公開請求の内容

審査請求人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、平成29年7月31日に次に係る公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（本件公開請求の内容）

石川県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）（平成24年度分）

### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に係る対象公文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、平成29年9月29日に条例第8条第1項の規定に基づく部分公開を決定（以下「本件処分」という。）し、次のとおり一部公開しない理由を付して審査請求人に通知した。

（公開しない理由）

条例第7条第2号及び第6号に該当

### 3 審査請求

審査請求人は、平成29年10月19日に本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

### 4 諮問

実施機関は、平成30年1月23日に条例第19条第1項の規定に基づき、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る審査請求につき、諮問を行った。

## 第3 審査請求人の主張（反論）要旨

### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取消し、変更するとの決定を求めるといものである。

### 2 審査請求の理由要旨

審査請求人が審査請求書及び反論書において主張している要旨は、概ね次のとおりである。なお、審査請求人がその主張において引用する「関連判決」とは、平成18年12月22

日大阪高等裁判所判決（平成18年行コ第26号事件、同第68号事件（確定））、平成23年2月2日大阪高等裁判所判決（平成22年行コ第153号事件（確定））、平成29年3月2日神戸地方裁判所判決（平成28年（行ウ）第26号（確定））である。

### （1）職務遂行の内容に係る部分には、加害教員の氏名も含まれること

関連判決においては、学校において教師が行った体罰は、加害教師に関しては、職務の遂行に係る情報であると認定され、通常他人に知られたいと認められる公務員のプライバシーではないとされている。

また、最高裁判所をはじめ各種の判決・答申においては、特定の個人を識別できる情報のうち他人に知られたいとしないものを非公開とする「プライバシー型」の規定を採用している情報公開条例と、その他の特定の個人を識別できる情報から、ただし書イ、ロ、ハを除いたものを非公開とする「個人識別型」の規定を採用している情報公開法や情報公開条例とで個別の情報の取扱いに実質的に大きな差異をつけてはいない。

よって、「プライバシー型」の情報公開条例のもとでも、体罰事故報告書は、公務員の職務遂行情報であるとして加害教員の氏名も含めて公開されているのであるから、本件条例においても、当該職務遂行の内容に係る部分には加害教員の氏名も含まれると考えるべきである。

### （2）体罰情報が公務員個人の評価等に関わる私事に関する情報ではないこと

関連判決においては、体罰事故報告書記載情報は、教員にとって通常他人に知られたいと認められる公務員のプライバシーではないとされ、公開が求められているものであるから、当該公務員等個人の権利利益を不当に害するおそれがあるものともいえないとしている。

教員が体罰により事故を起こしたという情報は、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であるという主張は、司法判断によって明白に否定されている。また、それにより加害教員が懲戒処分や訓告等を受けたことは保護されるべきプライバシーであるところ、事故報告書で氏名を公開すると、本人が懲戒処分等を受けたことも明らかになるので非公開とするという点なども同様である。

弁明書では、教員の氏名は、公務員の私生活に影響を及ぼすおそれがありうる個人情報だとしているが、関連判決は、そのような立場を取っていないことは明白である。

### （3）関連判決が否定した「特定人基準」を採っていること

弁明書は、被害児童生徒の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれるとした上で児童生徒の識別可能性を認めるが、これは、「一般人基準」ではなく、「特定人基準」を採っており、関連判決に違背する。

そもそも、本件体罰事故報告書における児童生徒の特定可能性については、関連判決では一般的に認めたものは一つもない。

#### (4) 条例第7条第6号は該当しないこと

弁明書では、関係者等からの事情聴取による適切な情報収集が困難となり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとするが、何ら実質的な理由ではなく、主観的形式的抽象的に主張されているに過ぎない。

#### (5) 他の自治体では加害教員の氏名が公開されていること

採られるべき法理は、現在、司法の場でどのような判断がなされているかという点に基づいて選ばれるべきである。すでに多く存在する現在の諸判決の水準からすれば、こうした広範な一律非公開が現在の裁判所で認められないことは明らかであり、だからこそ多くの自治体が学校名や教員名の原則公開に応じているのである。また、実際、「プライバシー型」、「個人識別型」のどちらの情報公開条例を持つかに関わらず、多くの自治体の情報公開審査会は、関連判決を踏まえ、学校名、校長名、教員名、その他の公開を求める答申を出している。

### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書で主張している要旨は、概ね次のとおりである。

#### (1) 教員名の公開は、慣行として公にされている場合に限られること

体罰事故報告書における教員の氏名に関しては、公にした場合、公務員の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当する場合には、公開するものとされている。

「公にされている情報」とは、現在、何人も知りうる状態に置かれている情報のことをいい、これに該当しない。

#### (2) 教員の個人識別情報は被害児童生徒の個人識別情報でもあること

照合することで、特定の個人を識別することができることとなる「他の情報」とは、請求権者であれば誰でも公開請求できることから、当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれるとされ、加害教員の氏名が公開されることにより、容易に被害児童生徒も特定され得ることとなるから、加害教員の個人識別情報は被害児童生徒の個人識別情報でもあると考えるべきである。

#### (3) 個人識別情報が公になると、今後の人事管理事務に支障を及ぼすこと

本本文書が公開され、それが特定の個人識別情報を含むとなると、今後、教員の体罰事故が発生した場合に、関係者等からの事情聴取による適切な情報収集が困難となり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

## 第5 当審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものである。この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する県民の権利を十分に尊重しつつ、個人に関する情報がみだりに公にされないことがないように最大限の配慮をしなければならない。

当審査会は、この基本的な考え方にに基づき、以下判断するものである。

### 2 本件対象文書

本件対象文書は、平成24年度に県内の公立学校において確認された37件の体罰事故報告書である。

体罰事故報告書は、教員が職務遂行中に体罰を行ったと疑われる事故が発生した場合に当該学校の学校長や市町教育委員会から実施機関へ提出されるものであり、体罰が疑われた教員（以下「当該教員」という。）の氏名、年齢等や被害児童生徒の氏名、年齢、学年等のほか、事故に至る経緯や症状の程度、事故後の関係者への対応の内容等が記載されている。

なお、37件の体罰事故報告書については、実施機関が本件公開請求に係る公開文書を交付した順に当審査会において通し番号（別表の文書番号）を付して区分することとした。

### 3 当該教員の氏名

#### （1）条例第7条第2号の趣旨

条例第7条は、保有公文書の原則公開を規定したうえで、例外的に非公開とする情報（以下「非公開情報」という。）として、同条第1号から第7号までを定めている。

条例第7条第2号（以下「本号」という。）の本文前段は、「個人に関する情報（略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」と規定し、いわゆる「個人情報」を非公開情報と定めているが、本号本文に該当する情報であっても、個人の権利利益保護の観点から非公開とする必要のないものや公益上公にする必要性の認められるものについては、例外的に非公開情報から除くこととし、ただし書イ、ロ、ハを定めている。

ただし書ハは、「当該個人が公務員（略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」と規定している。

その上で、「石川県の情報公開条例の解釈運用基準」（以下「解釈運用基準」という。）において、「公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名については、公にした場合、公務員の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様



に個人情報として保護に値すると位置づけた上で、ただし書イに該当する場合には、公開するものである。」としている。

すなわち、当該公務員の職及び氏名がただし書イの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である場合には、「職務の遂行に係る情報について、本号のハとともに、イが重疊的に適用され、個人情報としては非公開としないことになる。」としている。

この点、審査請求人が主張に用いている関連判決は、「特定の個人を識別できる情報のうち、他人に知られたくないもの」と規定された「プライバシー型」の情報公開条例において争われたものであって、「特定の個人を識別できる情報から、ただし書イ、ロ、ハを除いたもの」と規定された「個人識別型」の情報公開条例とでは、判断の前提となる規定の内容に差異があり、関連判決の判示をそのまま援用することは不相当であるといわざるを得ない。本県条例は、「個人識別型」であって、非公開情報から除外される内容を、ただし書ハにおいて「当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」と明定し、公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名については、ただし書イの該当性により公開又は非公開を判断することとしている。

## (2) 当該教員の氏名に関する争点

当該教員の氏名について、実施機関は、本号ただし書イの「公にされている情報とは、現在、何人も知りうる状態に置かれている情報のことをいい、これに該当しない」と主張し、これに対して、審査請求人は、「関連判決から当該教員の氏名は、本号ただし書ハの当該職務遂行の内容に係る部分に含まれると考えるべきであり、公にしても当該公務員等個人の権利利益を不当に害するおそれがあるものとはいえない」と主張している。

## (3) 本号ただし書イの該当性

当該教員の氏名が本号ただし書イに該当するかについて、まず、当該教員の氏名を公にすべきと明文で規定し、又は公にすべきとの趣旨を含む法令又は他の条例の存在は認められないため、当該教員の氏名は、「法令等の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しない。

次に、当該教員の氏名が「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するかであるが、体罰事故報告書に記載された当該教員の氏名を公にした場合、当該教員が学校において教育委員会に報告されるべき体罰を行ったことが明らかとなるものである。

ところで、実施機関が定める「教職員懲戒処分の基準」によれば、体罰行為を行った教員に対しては、免職、停職、減給、戒告の何れかの処分が予定されていることから、体罰事故報告書に記載された当該教員が体罰を行ったことの情報、当該教員が懲戒処分を受ける蓋然性のある立場に置かれたことを示すものであるといえる。

その上で、実施機関の説明によると、「非違行為により懲戒処分が行われた場合の被処分

者の氏名の公表については、免職処分に限りに行うのが通例であり、その他の処分である場合の氏名の公表は行っていない。」とのことである。

そうであるとする、懲戒処分である場合には、慣行として氏名が公にされるのは免職処分に限られるところ、懲戒処分を受ける蓋然性のある立場に置かれたことをもって、当該教員の氏名を公にすることは、必要以上に個人としての評価を低下させ、権利利益を害することに他ならない。

体罰事故報告書は、懲戒処分に向けた端緒であることから、処分決定後の氏名公表の慣行に照らせば、免職処分である場合に限り、当該教員の氏名が「慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報」に該当するといえるが、懲戒処分の決定を経ない場合や免職以外の処分である場合には、「慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報」に該当するとはいえない。

本件公開請求に係る37件の体罰事故に関しては、免職処分を受けた者はいないことから、当該教員の氏名は、本号ただし書に該当しない。

#### 4 被害児童生徒及びその保護者に係る個人識別情報

##### (1) 本号本文前段括弧書の趣旨

本号本文前段では、氏名、生年月日など、それ自体が独立して特定の個人の識別を可能とする情報のみならず、括弧書においては、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」と規定し、こうした情報（以下「個人識別情報」という。）についても非公開とすることを定めている。

この個人識別情報については、解釈運用基準において、「その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、当該情報と他の情報とを照合することにより、間接的に特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。」としたうえで、「照合の対象となる他の情報としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、請求者であれば誰でも公開請求できることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれる」としている。

##### (2) 個人識別情報に関する争点

この点、実施機関は、「照合することで、特定の個人を識別することができることとなる「他の情報」とは、請求権者であれば誰でも公開請求できることから、当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれる。」と主張し、これに対して、審査請求人は、「特定人基準を採ることは、関連判決に違背する。」と主張している。

##### (3) 体罰事故報告書の特殊性

体罰事故報告書は、当該教員が職務遂行中に体罰を行ったことが明らかになるものであ

るが、一方の当事者である児童生徒にとっては、体罰行為の被害者であることが明らかになるものである。

通常、被害を受けた事実は、他人に知られたくない、秘匿性の高いものであって、万が一にも特定されるようなことになれば、当該個人の人格的利益を侵害するとともに、社会的評価をも低下させ、その回復が困難であることは想像に難くない。

このため、犯罪により害を被った事実は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号）においても、「要配慮個人情報」として、不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する情報とされている。

また、被害者である児童生徒は、心身が成熟の途上にあり、立法、司法、行政の各公的機関、あるいは私人及び私的団体において、第一義的に児童生徒の最善の利益が考慮されなければならない存在である。（子どもの権利条約（平成6年条約第2号）第3条「最善の利益」）

体罰事故報告書は、こうした被害者情報が明らかになるとともに、当該被害者が心身の成熟途上にある児童生徒であるという「特殊性」を有していることから、被害児童生徒に係る個人識別情報の取扱いにあたっては、その秘匿性の保持に最大限の配慮がなされてしるべき事案であるといえる。

#### （4）本件処分の特異性

当審査会において、本件処分に係る公開文書を現認したところ、単に当該教員が体罰を行ったという事実には止まらず、体罰事故に至る経緯や事後の対応について詳述されているものが複数、含まれていることが確認された。

その内容は、体罰事故に至る被害児童生徒の具体的な言動のほか、事後において保護者と学校との間で話し合われた内容の詳細であって、当該個人の人格権と密接に関わりのある内容であると思料される。

通常、こうした情報は、その流通の範囲を当該個人がコントロールすべき情報であり、本号本文後段に規定する「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当しうる情報であると思料される。

加えて、保護者と学校との話し合いの内容は、一般的に公にされないことを前提としたものであると考えられることから、条例第7条第7号に規定する「当該情報が公にされないことに対する当該個人（略）の信頼が保護に値するものであり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損なうことになる」おそれも否定できないことから、本来であれば、非公開としうる情報であると思料されるが、本件処分においては、個人情報が非公開となることを前提として、既にこうした情報が公開されているという「特異性」を有している。

#### （5）本件における個人識別情報の取扱い

体罰事故報告書が有する「特殊性」及び本件処分における「特異性」を考慮すれば、照

合の対象となる「他の情報」につき、「一般人が通常入手し得る情報」に限るとする審査請求人の主張は、不相当であるといわざるを得ない。

本件においては、被害児童生徒及びその保護者（以下「被害児童生徒等」という。）の権利利益保護の十全を図るため、照合の対象となる「他の情報」については、「特定人であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報」についても除外することなく、被害児童生徒等の識別可能性を判断すべき事案であると思料する。

#### (6) 当該教員の職務遂行情報と被害児童生徒等の個人識別情報が重複した場合の取扱い

実施機関は、「当該教員の個人識別情報は、被害児童生徒にとっての個人識別情報に当たる」と主張している。

つまり、本号ただし書ハの規定に基づき、当該教員の職及び職務遂行の内容を公開とすべきところ、当該情報が被害児童生徒等にとっての個人識別情報となり得る場合には非公開とすべきことを主張している。

この点、解釈運用基準においては、「職務遂行に係る情報であっても、それが他の非公開情報に該当する場合には、その職及び職務遂行の内容に係る部分を含めて非公開とされることとなる。」としていることから、公開すべき当該教員の職及び職務遂行の内容であっても、被害児童生徒等の個人識別情報にあたる場合には非公開とするのが相当である。

### 5 非公開情報に対する個別判断

上記を踏まえ、本件処分に係る非公開情報を類似する事項ごとに区分し、以下、区分ごとに当審査会としての基本的な考え方を示すとともに、実施機関が非公開とした個別の情報のうち、「別表」に掲げる情報については、公開が相当であると判断した。

なお、「区分0」は、本号本文前段の「特定の個人を識別することができるもの」にあたるため、非公開が相当と認められる情報である。

区分0 被害児童生徒に関する情報（氏名、年齢、生年月日、家族構成、住所、行状）

保護者に関する情報（氏名、経歴）

当該教員に関する情報（年齢、生年月日、教員歴、前任校名）

被害児童生徒以外の児童生徒に関する情報（氏名）

その他関係者に関する情報（氏名）

区分1 教員委員会に関する情報（市町名、教育長名、教育長印影、発出文書記号番号）

区分2 学校に関する情報（学校名、学校長名、副校長・教頭の氏名、学校長印影、  
発出文書記号番号）

区分3－① 被害児童生徒に関する情報（所属クラス・学科）

－② 当該教員に関する情報（担当クラス・学科）

区分4 体罰事故に関する情報（発生場所、受診病医院名、関係機関名）

区分5 その他の情報（当該教員以外の教員の氏名、教育委員会職員の名、その他）

### (1) 区分1に関する情報

区分1は、被害児童生徒が所属する学校の所在市町が判明する情報である。

多くの市町においては、校種ごとに複数の学校が存在することから、一般人であれ特定人であれ、これが明らかになっても被害児童生徒等を識別することは困難であると考えられることから、区分1に関する情報については、原則公開すべきである。

ただし、文書番号5、6、10、13については、体罰事故が発生した中学校が当該市町において単独校であることから、区分1に関する情報が明らかになると、被害児童生徒が所属する学校が特定されることになるため、非公開とするのが相当である。

### (2) 区分2に関する情報

区分2は、被害児童生徒が所属する学校が判明する情報である。

本件処分においては、既に被害児童生徒の学年や性別、所属する部活動名が公開されており、これに加えて被害児童生徒が所属する学校が明らかになれば、一般人であっても、公開された情報を基に詮索すれば、被害児童生徒等が識別されるおそれがあるうえ、被害児童生徒の同級生やその保護者、教員等の学校関係者、地域住民（以下「学校関係者等」という。）に至っては、被害児童生徒等を識別することは、さほど難しいことではないと思料されることから、区分2に関する情報については、非公開とすべきである。

### (3) 区分3に関する情報

区分3-①は、被害児童生徒が所属するクラス又は学科が明らかになる情報である。

被害児童生徒の所属クラス又は学科は、児童生徒の属性を示す最小の単位であり、特定の名称が使用されている場合があることから、これが明らかになると、学校関係者等はもとより一般人であっても、公開された情報を基に詮索すれば、被害児童生徒等が識別できることから、非公開とすべきである。

また、区分3-②は、当該教員の担任クラス又は学科に関する情報である。

当該教員の担任クラス又は学科は、当該教員の職務遂行に関する情報であることから、本号ただし書ハの規定に基づき公開すべきであるが、被害児童生徒等の識別可能性を伴う情報である場合には、非公開とするのが相当である。

### (4) 区分4に関する情報

区分4は、体罰事故の発生場所等に関する情報である。

体罰事故の発生場所等に関する情報については、被害児童生徒等の識別可能性を伴う情報である場合は、非公開とするのが相当であるが、被害児童生徒等の識別可能性を伴わない情報については、公開すべきである。

### (5) 区分5に関する情報

区分5は、体罰事故に関わった関係者の氏名が明らかになる情報である。

このうち、当該教員以外の教員の氏名については、これが明らかになると、学校関係者等はもとより、一般人であっても、公開された情報を基に詮索すれば、被害児童生徒等が識別できることから非公開とすべきである。

また、教育委員会職員の氏名については、文書番号5、6、10、13を除き、何れも職務遂行に関する情報であって、慣行としても職員の氏名が公にされていることから、本号ただし書イの規定に基づき公開すべきである。

## 6 人事管理上の支障

実施機関は、「特定の個人識別情報を含むとなると、今後、教員の体罰事故が発生した場合に、関係者等からの事情聴取による適切な情報収集が困難となり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。」として、条例第7条第6号についても主張するが、特定の個人識別情報の取扱いについては上記のとおりであるため、同条同号の該当性については判断を要しない。

## 7 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる「審査会の結論」のとおり判断する。

## 第7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

### 審査会の処理経過

年月日	処理内容
平成30年1月23日	○ 諮問を受けた。(諮問教職第662号)
平成30年1月30日	○ 実施機関から弁明書の提出を受けた。
平成30年2月13日	○ 実施機関から審査請求人の反論書の提出を受けた。
平成30年2月27日 (第289回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成30年11月20日 (第297回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成31年1月22日 (第298回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和元年8月6日 (第301回審査会)	○ 事案の審議を行った。

令和元年 11 月 5 日 (第 302 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和元年 12 月 24 日 (第 303 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 2 年 2 月 6 日 (第 304 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 2 年 3 月 17 日 (第 305 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 2 年 6 月 9 日 (第 306 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 2 年 7 月 14 日 (第 307 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 2 年 9 月 2 日 (第 309 回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(別 表)

文書 番号	文 書 名	通頁	行数	実施機関が非公開とした情報のうち、 公開が相当と認められる情報
1	教職員の体罰について(報告)	①	1	文書記号番号
			5	教育委員会名
			6	教育長名、教育長印の印影
			10	学校設置市町名
			12	学校設置市町名
			13	学校設置市町名
			27	教育委員会の市町区分
			28	教育長名
2	[特定人氏名]([特定学校名]小学校教諭)の体罰に ついての状況報告	①	1	文書記号番号
			5	教育委員会名
			6	教育長名、教育長印の印影
			10	学校設置市町名
			31	教育委員会の市町区分、学校教育課長名
			37	教育委員会の市町区分
			38	教育委員会の市町区分
			39	教育長名
	教員の体罰についての状況報告書	②	2	教育委員会名
			3	教育長名
			4	学校設置市町名
			1	文書記号番号
			5	教育委員会名
			6	教育長名、教育長印の印影
教職員の体罰について(報告)	①	10	学校設置市町名	
		19	教育委員会名	
		24	教育委員会名	
		②	2	教育委員会名
			6	市町名
			21	教育委員会の市町区分
	23		教育委員会の市町区分	
	聴取および指導について	③	5	教育委員会名
			6	教育長名、学校教育課長名、管理主事名
			37	市町名
		④	17	教育委員会の市町区分
			18	教育委員会名
			24	教育委員会の市町区分
			31	教育委員会の市町区分



3	部活指導中の体罰について(報告)	⑤	3	教育委員会名
			4	学校設置市町名
			9	担任クラス
		⑥	18	教育委員会の市町区分
			24	教育委員会の市町区分
			34	教育委員会の市町区分
		⑦	11	担任クラス
			15	教育委員会の市町区分
			26	教育委員会の市町区分
		⑩	5	受診病院名
			6	受診病院名
			14	教育委員会の市町区分
			17	教育委員会の市町区分
		⑪	12	教育委員会の市町区分
			16	教育委員会の市町区分
	21		教育委員会の市町区分	
	信用失墜行為(体罰)にかかわる指導状況について	⑬	3	教育委員会名
			4	学校設置市町名
	4	教職員の行き過ぎた行為について(報告)	①	1
5				教育委員会名
6				教育長名、教育長印の印影
9				学校設置市町名
②			1	受診病院名
			13	教育委員会名
			19	市役所名
			21	教育事務所名
			22	教育委員会の市町区分
			30	教育委員会の市町区分
32		教育委員会の市町区分		
本校教職員の生徒への行き過ぎた行為について(報告)		③	2	教育委員会名
			3	教育長名
			4	学校設置市町名
			12	担任クラス
		④	42	受診病院の所在市町名、受診病院名
			43	受診眼科名
			45	受診病院名
			46	受診眼科名
⑤		47	受診病院名	
	25	教育委員会の市町区分		

	[学校設置市町名] [特定学校名] 中学校 [特定人氏名] 教諭に関する事情聴取	⑧	2	学校設置市町名
			6	市役所名
	8		教育委員会名、教育文化部長名	
	9		教育委員会名、学校教育課長名	
	10		教育委員会名、学校教育課参事名	
	12		学校設置市町名	
	[学校設置市町名] [特定学校名] 中学校 [特定人氏名] 校長に関する事情聴取	⑩	2	学校設置市町名
			6	市役所名
			8	教育委員会名、教育文化部長名
			9	教育委員会名、学校教育課長名
			10	教育委員会名、学校教育課参事名
			12	学校設置市町名
7	[学校設置市町名] [特定学校名] 中学校 教諭における事案について(報告)	①	1	文書記号番号
			6	教育委員会名
			7	教育長名、教育長印の印影
			8	学校設置市町名
		②	6	学校設置市町名
			7	担任クラス
			18	教育委員会の市町区分
			37	教育委員会名
		③	4	教育委員会の市町区分
			5	教育委員会の市町区分
			6	教育委員会の市町区分
			7	教育委員会の市町区分
	8		教育委員会の市町区分	
	10		教育委員会の市町区分	
	12		教育委員会の市町区分	
	16		教育委員会の市町区分	
	[学校設置市町名] [特定学校名] 中学校 校長 [特定人氏名] の事情聴取の記録	④	1	学校設置市町名
			3	市役所名
			4	学校職員課長名、学校職員課担当課長名
			5	出席管理主事名、主席管理主事名
11			担任クラス	
18			学校設置市町名	
⑧		23	教育委員会の市町区分	

	[学校設置市町名] [特定学校名] 中学校 教諭[特定人氏名]の事情聴取の記録	⑨	1	学校設置市町名
			3	市役所名
			4	学校職員課長名、学校職員担当課長名
			5	出席管理主事名、主席管理主事名
			13	教育委員会の市町区分
			17	学校設置市町名
		⑬	2	教育委員会の市町区分
8	[学校設置市町名] [特定学校名] 中学校における事案の報告	①	1	文書記号番号
			4	教育委員会名
			5	教育長名、教育長印の印影
			6	学校設置市町名
			13	体験学習名
			15	事故発生場所
			22	事後発生場所
			28	事故発生場所
			31	事故発生場所
			43	市役所名
			44	教育委員会の市町区分
			45	遊技場の市町区分
			50	教育委員会の市町区分（2箇所）
			52	教育委員会の市町区分
			57	教育委員会名
		②	15	教育委員会の市町区分
			17	教育長名
			23	教育委員会の市町区分
			28	教育委員会名
			48	教育委員会名
9	教職員の体罰について(報告)	①	1	文書記号番号
			5	教育委員会名
			6	教育長名、教育長印の印影
			10	学校設置市町名
			12	体育館設置市町名
			13	学校設置市町名
			16	体育館設置市町名、学校設置市町名
			17	参加校の地区名
			33	教育委員会の市町区分
			34	教育長名
10	問題行動に係る対応についての概要報告	④	18	特定市町名

11	教職員の体罰について(報告)	①	1	文書記号番号
	体罰事件の事情聴取		5	教育委員会名
6			教育長名、教育長印の印影	
10			学校設置市町名	
14			いじめの発生場所	
25			地域の市町区分	
2		学校設置市町名		
12	[特定学校名]中学校臨任講師[特定人氏名]の体罰について(報告)	①	5	教育委員会名
			6	学校設置市町名
			7	学校設置市町名
		②	8	教育長名、教育委員会名
			9	教育参事名、教育委員会名
			1	文書記号番号
14	[学校設置市町名][特定学校名]中学校における事案の報告	①	4	教育委員会名
			5	教育長名、教育長印の印影
			6	学校設置市町名
			21	教育委員会名
		②	3	教育委員会名
			10	教育委員会の市町区分
			22	事件発生範囲
		③	12	裁判事件の発生市町名
			14	教育委員会名
			15	教育委員会名
			26	教育委員会名
		15	教職員の不適切な指導について	①
32	会議名			
34~35	会議名、会議日程			
②	6			会議名
	8			教育委員会の市町区分、会議名
	12			教育委員会の市町区分
	13			会議名
	25			教育委員会の市町区分
	35			校長会の市町区分

		③	8	教育委員会の市町区分
			18	教育委員会の市町区分
			25	教育委員会の市町区分
			27	教育委員会の市町区分
			33	校長会の市町区分
			36	教育委員会の市町区分
			39	市町区分
			41	市町区分
16	校長が[特定人氏名]教諭本人から聴取した内容	①	5	新人大会の市町区分
			16	早朝野球大会の市町名
17	[特定人氏名]教諭([特定年齢]・保健体育科)による体罰について(第1報告)	③	7	課長補佐名
			8	主任指導主事名
19	職員の事故について(報告)	①	11	発生場所
			14	大学名
20	職員の事故について(報告)	①	14~15	事故発生場所
			21	事故発生場所
21	平成24年度に発生した体罰について(報告)	①	10	担当教科
27	教諭の体罰事件	①	16	警察署名
			20	警察署名
			21	警察署名
			22	警察署名
			31	教職員課参事名
		②	2	警察署名
			4	警察署名
			11	教職員課参事名
			12	主任管理主事名
			16	教職員課参事名
③	7	本校転校年度		
30	体罰に関する報告書について	①	8	副担任クラス
			15	事故発生場所
			16	練習試合の相手校

※文章番号 5、6、13、18、22~26、28、29、31~37 は該当なし。